

健康保険証の制度変更について

1. はじめに

2024年12月より健康保険証の制度が変更され、経過措置期間ののち、現行の保険証（健康保険組合が発行するカード証）から「**マイナ保険証**（※1）」に原則として移行します。以下、その概要と、お持ちの現行保険証やマイナ保険証、またマイナンバーカードをお持ちでない方への対応などをお知らせします。

なお同時にお渡ししている「資格情報のお知らせ」（定型横封筒）は、国の指示および所定様式により、この制度変更への準備として発行しています。指示・制度の都合によりご案内が分離されていることにつきご容赦下さい。

（※1）**マイナ保険証** 健康保険証として利用するための「**健康保険証利用登録**」を済ませたマイナンバーカードのこと。医療機関窓口で健康保険証としての利用ができます。

2. 制度変更の概要

健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることになりました。概要は以下の通りです。

（1）現行保険証の新規発行停止（2024年12月2日より）

- ① 法律上、現行保険証は廃止され、マイナ保険証に一本化されます。
- ② ただし経過措置として、現行保険証は下記（2）にかかる2025年11月30日までは利用できます。
- ③ 健康保険組合への新規加入者や、現行保険証の紛失に対し、現行タイプの健康保険証は発行されません。
 - ・マイナ保険証のご利用となります。
 - ・マイナ保険証をお持ちでない方には、健康保険組合から「**資格確認書**（※2）」を発行します。医療機関受診の際には、この資格確認書をご提示ください。

（マイナンバーカードをお持ちでも健康保険証利用登録をしていない方には、同様に資格確認書を発行）

（※2）**資格確認書** 所属健康保険、氏名、生年月日などの「加入者情報」を記載した紙書類のこと。医療機関受診の際に提示することで、保険適用扱い（窓口負担額の計算など）となります。ただしマイナ保険証で利用可能な機能の一部は使えません。
（マイナ保険証では、限度額適用認定証など各種受療証の発行が不要、医療機関において各種医療情報を参照、といったことができます）

（2）現行保険証の利用終了（2025年12月2日より）

- ① 現行保険証の利用は終了となります（利用できません）。
- ② **マイナ保険証のご利用となります。**
- ③ マイナ保険証をお持ちでない方には、本日程にあわせて健康保険組合から「**資格確認書**」を発行します。
（マイナンバーカードをお持ちでも健康保険証利用登録をしていない方には、同様に資格確認書を発行）

3. 現行保険証・マイナ保険証の対応について

マイナンバーカード、マイナ保険証の保有・健康保険証利用登録状況により、下記の対応をお願いします。

現行保険証は2025年12月2日より使えません。

（1）マイナ保険証をお持ちの方（マイナンバーカードを保有し、健康保険証利用登録が完了）

引き続きマイナ保険証のご利用ができます。マイナンバーカードの有効期限およびこれに伴うカード更新手続きにはご注意ください。

（2）マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録をしていない

登録手続きを行うことで、マイナンバーカードをマイナ保険証として利用することができます。登録手続きは、マイナポータル・医療機関窓口・コンビニエンスストアの情報端末などで行えます。

（3）マイナンバーカードを持っていない

マイナ保険証を保有するためには、行政機関にマイナンバーカードの交付申請を行い、交付を受けた後に上記（2）の手続きを行ってください。

4. ご留意いただきたいこと

（1）マイナンバーカードの取得・保有、健康保険証利用登録について

いずれも各人の任意であり、健康保険組合が強制等するものではありません。ただし、カードを取得のうえ健康保険証利用登録を行うことにより、利便性の向上や医療情報の連携といったメリットがございます。

（2）今後の制度変更・運用について

本ご案内は、2024年9月9日時点の法律・制度・情報等に基づくものです。今後法律や運用の変更により上記内容は変更されることもございます。あらかじめご承知おきください。

※健康保険証の制度変更の詳細は、厚生労働省のホームページ等で確認できます（「マイナ保険証」で検索）